

# 給与所得等に係る特別徴収のしおり

## 鹿児島県伊佐市

【特別徴収税額の通知書（納税義務者用）について】  
個人情報保護のため、圧着した様式となっています。  
はさみ等で切り離し、必ず圧着した状態で、納税義務者  
（従業員）の方へお渡しください。

### 【問い合わせ先】

伊佐市役所 税務課 市民税係

住所 〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

電話 0995-23-1311（代表） 内線 1186～1189

FAX 0995-22-5344

特別徴収義務者 様

## 市県民税、森林環境税（国税）の特別徴収について

市県民税、森林環境税の特別徴収事務につきましては、格段のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市県民税、森林環境税の特別徴収について、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項の規定に基づき貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただき、特別徴収をお願いすることになりました。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、「特別徴収のしおり」をご覧ください、特別徴収事務についてご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、送付いたしました税額通知書の中に、すでに退職・転勤等されている方がある場合には、至急「給与所得者異動届出書」をご提出くださるようお願い申し上げます。

鹿児島県伊佐市長

## はじめに

### ●書類のご確認

次の3種類の書類が同封されているか確認をお願いします。

- ①給与所得等に係る市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- ②給与所得等に係る市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）【圧着様式】
- ③納入書（私製の納入書及び金融機関の口座振込利用をされている事業所等には送付しておりません）

### ●納税義務者のご確認

別紙の通知書に記載されている納税義務者が、特別徴収できるか確認をお願いします。

- ・退職等されている方や、転勤になった方など、特別徴収できない方が記載されている場合には、至急「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

また、就職等により、記載されていない方で特別徴収できる方がおられましたら、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」の提出をお願いします。

### ●納入書の裏面に記載のある金融機関にて納付してください。

私製の納入書及び金融機関の口座振込利用をされている事業所等には送付しておりません。九州外のゆうちょ銀行で納付される場合は、添付の「ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書」に最寄の郵便局名及び日付を記載のうえ、納入書と一緒に持参してください。

### ●私製の納入書及び銀行の納入事務代行を新たに利用される場合、次の事項をご確認ください。

市町村コード	4 6 2 2 4 1
口座番号	0 2 0 0 0 - 7 - 9 6 0 0 3 8
加入者名	伊佐市会計管理者

## ●お願い

- ・各月の納入税額について、他の月で増額・減額調整する場合には、ご連絡ください。
- ・納税義務者が退職や転勤等した場合、異動届を提出されないと、異動者の特別徴収税額が貴事業所の税額に残ったままとなり、本来納入義務のない税額が未納扱いとなり、督促状の発送等が行なわれることとなりますので、必ず提出してください。各種様式については伊佐市 HP からダウンロードできます。
- ・令和元年 10 月から「地方税 共通納税システム」が始動いたしました。「地方税 共通納税システム」において納税される事業所で次年度以降の納入書が不要である場合は、ご連絡ください。※「地方税 共通納税システム」については別紙をご参照ください。
- ・給与支払報告書の提出につきましては、平成 30 年度の税制改正により令和 3 年 1 月 1 日以降に提出する分で税務署に提出する枚数が 100 枚を超える場合は、光ディスク等又は eLTAX で提出することが義務付けられていますが、伊佐市に提出する給与支払報告書の枚数が 30 枚を超える特別徴収事業所につきましても、光ディスク等または eLTAX での提出にご協力ください。  
eLTAX での提出についてはこちら  
「<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01124>」  
光ディスク等により提出する場合の規格等についてはこちら  
「[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/mynumber\\_tax.html#kikaku](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku)」
- ・令和 3 年度税制改正により、光ディスク等で給与支払報告書を提出した特別徴収義務者への副本による税額通知は令和 5 年度で終了しました。なお、給与支払報告書を光ディスク等により提出する特別徴収義務者へは、特別徴収税額通知を書面にて送付します。この場合、電子データでの受け取りは選択できませんのでご注意ください。また、電子データによる税額通知を希望する場合は e-LTAX をご利用ください。

## ●森林環境税について

- ・令和 6 年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、国内に住所を有する個人に対して、森林環境税が課税されることとなりました。森林環境税については個人住民税均等割と併せて市が賦課徴収することとなります。詳しくは市の HP をご覧ください。  
森林環境税についてはこちら「<https://www.city.isa.kagoshima.jp/life/madoguchi/zeikin/>」

## 特別徴収の事務処理

### ●市県民税、森林環境税の特別徴収について

- ①特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者(特別徴収義務者)が毎月の給与の支払時に各個人(納税義務者)の市県民税、森林環境税を差し引いて、金融機関等でまとめて納入していただく制度です。
- ②特別徴収には、市から送付される市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書により、給与支払者が給与を支払う時に差し引いて納入するものと、退職手当等を支払う時に支払者が退職所得に係る住民税を差し引いて納入するものがあります。
- ③市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)は、各個人(納税義務者)に交付してください。

### ●特別徴収税額の徴収と納入について

- ・給与支払者(特別徴収義務者)は、通知のあった市県民税、森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に基づき、6月から翌年5月までの12ヶ月間、給与所得者の給与の支払いをする時に、通知された月割額を給与から徴収し、事業所に在籍する納税義務者全員分を翌月の10日までにまとめて納入してください。
- ・徴収した税額を納入する場合は、その月の納入書をご使用ください。

### ●納税義務者が異動したとき

- ・納税義務者が退職、転勤等した場合には、異動した月の翌月10日まで(20日までの異動の時は、異動月の末日まで)に「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ・特別徴収の給与支払報告書提出後、4月1日までに退職等の異動があった場合は、4月15日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

### ○退職、休職等の場合

記載例1

記載例2

#### ・一括徴収について

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額の徴収は、次の区分により残税額を超える給与又は、退職手当等が支給される場合に一括徴収となります。

《残税額の一括徴収にご協力ください》

退職等の月日	残税額の徴収方法
6月1日～12月31日	普通徴収又は一括徴収(本人の選択による)
1月1日～5月31日	<p style="margin: 0;"><b>一括徴収(原則)</b></p> <p style="font-size: small; margin: 0;">※1月以降の退職については、地方税法で一括徴収が義務付けられています。本人の申出は不要です。</p>

### ○転勤の場合

記載例3

転勤等により勤務先が変わり、引き続き特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に特別徴収継続の旨を伝え、月割額、徴収開始月を連絡して、異動届出に、新しい勤務先の住所、名称、及び新しい勤務先での特別徴収開始月を記載して、市に提出してください。

### ○就職等による特別徴収への切替

記載例4

就職をされて、特別徴収を開始する方がいらっしゃった場合は、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出してください。その際には、徴収可能な月を必ず記載してください。

●特別徴収義務者の所在地、名称等変更 **記載例 5**

特別徴収義務者（事業所）の所在地、名称に変更があった場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

●特別徴収の納期の特例について **記載例 6**

特別徴収義務者の事務負担を軽減するため、給与の支払を受ける人が常時 10 人未満の事業所を対象に納期の特例の制度を設けています。納期の特例が承認されますと、月々給与等から徴収した市県民税、森林環境税を年 2 回で納入することができます。承認された月分から納期の特例を受けることとなりますので、特例の適用を希望される場合は、なるべく早く「特別徴収の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

○2 年目以降の取り扱い

前年度に納期の特例の適用を受けている場合は、申請書を再度提出する必要はありません。

○特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合について **記載例 7**

納期の特例の適用を受けている事業所で、給与等の支払いを受ける人が常時 10 人以上となった場合は、速やかに「特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。その他、納期の特例の承認を取り下げの場合も、届出書を提出してください。

●特別徴収となっている方の住所が変更になった場合

市県民税・森林環境税は、1 月 1 日現在の住所があったところで、1 年分課税されますので、住所が伊佐市以外に変わっても、その年度分は伊佐市で課税されます。

●特別徴収税額の変更について **記載例 8**

- ・当初特別徴収額の通知をした後、税額に変更があった場合には、変更通知書を送付いたしますので、変更後の月割額に注意して、変更後の月割額の徴収をお願いします。なお、その場合でも、変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、当初送付しました納入書の税額を変更して使用ください。

なお、納税義務者用の通知書は、納税義務者の方にお渡しください。

- ・変更通知書の中で納入済月に遡って減額となった方がいらっしゃる場合は、後日、本人宛に払戻しの通知をいたします。

●審査請求

- ・通知書の記載事項に不服がある場合は、受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

●督促

納期限までに税金を完納されない場合は延滞金を徴収するほか、督促状を発した後は督促手数料をあわせて徴収します。なお、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに税金等を完納されない場合は、地方税法の規定に基づき滞納処分を受けなければなりません。

納入される際、督促手数料の額が不明な場合は、必ずお問い合わせのうえ納入をお願いします。

## 退職所得に係る市県民税の税額計算及び特別徴収

### ●退職所得の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市県民税は、所得税の場合と同様に、他の所得とは区分して、退職手当等の支払われる月に退職手当から差し引いて（特別徴収）ください。

### ●税額の計算方法（計算例を参照）

#### ①退職所得控除を求めます。

勤続年数 <small>※1年未満の端数がある場合は切り上げ</small>	退職所得控除額
20年 以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年 を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
障害による退職の場合	上記控除に100万円加算

#### ②退職所得の金額を求めます。（退職所得の金額は、千円未満切捨て）

（退職所得等の収入金額 - 退職所得控除） × 1/2 = 退職所得の金額

#### ③税額を求めます（100円未満切捨て）

退職所得の金額	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; padding: 2px;">税</th> <th style="width: 50%; padding: 2px;">率</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市民税</td> <td style="padding: 2px;">県民税</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">6%</td> <td style="padding: 2px;">4%</td> </tr> </table>	税	率	市民税	県民税	6%	4%	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 2px;">税額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">市民税</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">県民税</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(A)</td> <td style="padding: 2px;">(B)</td> </tr> </table>	税額		市民税	県民税	(A)	(B)
税	率															
市民税	県民税															
6%	4%															
税額																
市民税	県民税															
(A)	(B)															

### 計算例

○退職手当等の収入金額 11,000,000円、勤続年数 20年8ヶ月の場合

#### ①退職所得控除を求めます。

勤務年数は、21年（端数切上げにより）であり、20年以上で障害によるものではないため  
 $800万円 + 70万円 \times (21年 - 20年) = \underline{870万円}$

#### ②退職所得の金額を求めます。（退職所得の金額は、千円未満切捨て）

（退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額） × 1/2 = 退職所得の金額  
 $(11,000,000円 - 870万円) \times 1/2 = 1,150,000円$

#### ③税額を求めます（100円未満切捨て）

1,150,000円	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; padding: 2px;">税</th> <th style="width: 50%; padding: 2px;">率</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市民税</td> <td style="padding: 2px;">県民税</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">6%</td> <td style="padding: 2px;">4%</td> </tr> </table>	税	率	市民税	県民税	6%	4%	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 2px;">税額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">市民税</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">県民税</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">69,000円</td> <td style="padding: 2px;">46,000円</td> </tr> </table>	税額		市民税	県民税	69,000円	46,000円
税	率															
市民税	県民税															
6%	4%															
税額																
市民税	県民税															
69,000円	46,000円															

### ●退職所得に係る市・県民税を納める場合

- ・特別徴収した退職手当等に係る市県民税は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。
- ・納入書は、通常の市県民税、森林環境税特別徴収の納入書を使用してください。
- ・6月から翌年5月までの納入書で納める場合  
 納入書の「納入金額(1)」の欄に二重線を引き、「給与分」の欄に通常の給与分に係る税額を、「退職所得分」の欄に退職所得にかかる税額を記入し、「合計額」欄に合計の金額を記入して納入をお願いします。
- ・予備の納入書で納める場合  
 納入書の「納入金額(1)」の欄に退職所得に係る税額を記入し、「退職所得分」の欄にも退職所得にかかる税額を記入し、「合計額」欄に合計の金額を記入して納入をお願いします。

記載例 1

退職により未徴収税額を給与から一括して徴収する場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 <small>異動（退職・転勤・休職等）があった場合は、異動事由が発生した月の翌月10日までに提出してください。</small>		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 两年度
伊佐市長殿 令和 年 月 日提出	所在地 〒 〇〇県〇〇市〇〇町1000番地	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇
フリガナ イサ イチロウ 氏名 伊佐 一郎	フリガナ 〇〇株式会社	担当 所属 総務課 庶務係 氏名 大口 二郎
生年月日 年 月 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収税額 (年税額) 150,000 円	異動 年月日 年 月 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
受給者番号 1 月 1 日現在の住所 異動後の住所	未徴収税額 (ア) - (イ) 37,500 円 112,500 円	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 転任 5. 合算 6. 合併 7. その他
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇	2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 3年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 3年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 3年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 3年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

一括徴収分を何月分で納入するかということです。(この例では9~5月分112,500円を9月分で納入。)

同一金額になります。

- ◎退職後の月割額を合計して、最後の給与又は退職金等から天引きすることを一括徴収といいます。
- ◎6月から12月までの退職者については、本人の了承を得て一括徴収してください。
- 1月から4月までの退職者については、必ず一括徴収してください。

記載例 2

退職により未徴収税額を個人に請求する場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 <small>異動（退職・転勤・休職等）があった場合は、異動事由が発生した月の翌月10日までに提出してください。</small>		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 两年度
伊佐市長殿 令和 年 月 日提出	所在地 〒 〇〇県〇〇市〇〇町1000番地	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇
フリガナ イサ イチロウ 氏名 伊佐 一郎	フリガナ 〇〇株式会社	担当 所属 総務課 庶務係 氏名 大口 二郎
生年月日 年 月 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収税額 (年税額) 150,000 円	異動 年月日 年 月 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
受給者番号 1 月 1 日現在の住所 異動後の住所	未徴収税額 (ア) - (イ) 37,500 円 112,500 円	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 転任 5. 合算 6. 合併 7. その他
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇	2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 3年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 3年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 3年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 3年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

この届出書は退職後の残額を本人に請求するためのものです。何月分まで給与から天引きしたのが非常に重要ですので、正確に記入してください。

普通徴収を選択した場合は、その理由に該当する番号を記入してください。

- ◎退職後の未徴収税額が個人請求となる場合  
退職・休職等の際に一括徴収できなかった分については特別徴収ができなくなりますので、給与等の支払いになった月の翌月以降の月割額を普通徴収に切り替えて、納税義務者本人により納付いただくことになります。
- ◎退職される方には、給与天引きされなかった未徴収分の税額の請求があることをご説明ください。

記載例 3

転勤・転職の場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
伊佐市長 殿		所在地	〒〇〇県〇〇市〇〇町1000番地		
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者 指定番号	〇〇〇〇〇〇		
フリガナ		フリガナ	〇〇株式会社		
氏名又は名称		氏名	大口 二郎		
個人番号 又は法人番号		個人番号	12345678901234		
フリガナ	イサ イチロウ	特別徴収税額 (年税額)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	伊佐 一郎	6月	2年	2	1. 特別徴収継続
生年月日	年 月 日	9月	2	2	2. 一
個人番号	12345678901234	8月	8	8	3. 普通徴収
受給者番号		150,000円	31日		(本人納付)
1月1日現在の住所		37,500円			
異動後の住所		112,500円			
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 12,500円を		9	
特別徴収義務者 指定番号		所在地		〇〇県〇〇市〇〇町2000番地	
フリガナ		フリガナ		〇〇株式会社	
氏名又は名称		氏名		菱刈 三郎	
法人番号		法人番号		12345678901234	
1. 退職日		退職日		9	
2. 退職理由		退職理由		1	
3. 退職金		退職金			
4. 退職金受取先		退職金受取先			
5. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
6. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
7. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
8. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
9. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
10. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
11. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
12. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
13. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
14. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
15. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
16. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
17. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
18. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
19. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
20. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
21. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
22. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
23. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
24. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
25. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
26. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
27. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
28. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
29. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
30. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
31. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
32. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
33. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
34. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
35. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
36. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
37. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
38. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
39. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
40. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
41. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
42. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
43. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
44. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
45. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
46. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
47. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
48. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
49. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
50. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
51. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
52. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
53. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
54. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
55. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
56. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
57. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
58. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
59. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
60. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
61. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
62. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
63. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
64. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
65. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
66. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
67. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
68. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
69. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
70. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
71. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
72. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
73. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
74. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
75. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
76. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
77. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
78. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
79. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
80. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
81. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
82. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
83. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
84. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
85. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
86. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
87. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
88. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
89. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
90. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
91. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
92. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
93. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
94. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
95. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
96. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
97. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			
98. 退職金受取先住所		退職金受取先住所			
99. 退職金受取先電話番号		退職金受取先電話番号			
100. 退職金受取先郵便番号		退職金受取先郵便番号			

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

給与と天引きがスムーズに継続するように、新しい勤務先へは前もって税額をご連絡ください。届出書の提出があれば、市役所から関係書類を新しい勤務先へお送りします。

新しい勤務先につきましても、名称、所在地、電話番号等をはっきりと記入してください。

- ◎この記載例は、転勤・転職により、給与支払者(特別徴収義務者)に変更がある場合に、元の給与支払者が新しい給与支払者を明示して提出する場合のものです。
- ◎他社へ転勤・転職の場合は、新しい給与支払者へ月割額等をご連絡ください。

記載例 4

就職等により普通徴収から特別徴収にする場合

普通徴収から特別徴収への異動届出書		提出用
伊佐市長 殿		〒〇〇-〇〇〇〇
令和 2年 9月 3日提出		〇〇県△△市〇〇町1000番地
フリガナ		特別徴収義務者 指定番号
イサ イチロウ		〇〇〇〇〇〇
氏名		伊佐 一郎
生年月日		明・大・昭・平 〇〇年 〇月 〇日
1月1日現在の住所		伊佐市 大口里〇〇〇〇番地
現在の住所		
1. 退職日		9月 1日 入社のため
2. 退職理由		正社員になったため
3. 退職金		
4. 退職金受取先		
5. 退職金受取先住所		
6. 退職金受取先電話番号		
7. 退職金受取先郵便番号		
8. 退職金受取先住所		
9. 退職金受取先電話番号		
10. 退職金受取先郵便番号		
11. 退職金受取先住所		
12. 退職金受取先電話番号		
13. 退職金受取先郵便番号		
14. 退職金受取先住所		
15. 退職金受取先電話番号		
16. 退職金受取先郵便番号		
17. 退職金受取先住所		
18. 退職金受取先電話番号		
19. 退職金受取先郵便番号		
20. 退職金受取先住所		
21. 退職金受取先電話番号		
22. 退職金受取先郵便番号		
23. 退職金受取先住所		
24. 退職金受取先電話番号		
25. 退職金受取先郵便番号		
26. 退職金受取先住所		
27. 退職金受取先電話番号		
28. 退職金受取先郵便番号		
29. 退職金受取先住所		
30. 退職金受取先電話番号		
31. 退職金受取先郵便番号		
32. 退職金受取先住所		
33. 退職金受取先電話番号		
34. 退職金受取先郵便番号		
35. 退職金受取先住所		
36. 退職金受取先電話番号		
37. 退職金受取先郵便番号		
38. 退職金受取先住所		
39. 退職金受取先電話番号		
40. 退職金受取先郵便番号		
41. 退職金受取先住所		
42. 退職金受取先電話番号		
43. 退職金受取先郵便番号		
44. 退職金受取先住所		
45. 退職金受取先電話番号		
46. 退職金受取先郵便番号		
47. 退職金受取先住所		
48. 退職金受取先電話番号		
49. 退職金受取先郵便番号		
50. 退職金受取先住所		
51. 退職金受取先電話番号		
52. 退職金受取先郵便番号		
53. 退職金受取先住所		
54. 退職金受取先電話番号		
55. 退職金受取先郵便番号		
56. 退職金受取先住所		
57. 退職金受取先電話番号		
58. 退職金受取先郵便番号		
59. 退職金受取先住所		
60. 退職金受取先電話番号		
61. 退職金受取先郵便番号		
62. 退職金受取先住所		
63. 退職金受取先電話番号		
64. 退職金受取先郵便番号		
65. 退職金受取先住所		
66. 退職金受取先電話番号		
67. 退職金受取先郵便番号		
68. 退職金受取先住所		
69. 退職金受取先電話番号		
70. 退職金受取先郵便番号		
71. 退職金受取先住所		
72. 退職金受取先電話番号		
73. 退職金受取先郵便番号		
74. 退職金受取先住所		
75. 退職金受取先電話番号		
76. 退職金受取先郵便番号		
77. 退職金受取先住所		
78. 退職金受取先電話番号		
79. 退職金受取先郵便番号		
80. 退職金受取先住所		
81. 退職金受取先電話番号		
82. 退職金受取先郵便番号		
83. 退職金受取先住所		
84. 退職金受取先電話番号		
85. 退職金受取先郵便番号		
86. 退職金受取先住所		
87. 退職金受取先電話番号		
88. 退職金受取先郵便番号		
89. 退職金受取先住所		
90. 退職金受取先電話番号		
91. 退職金受取先郵便番号		
92. 退職金受取先住所		
93. 退職金受取先電話番号		
94. 退職金受取先郵便番号		
95. 退職金受取先住所		
96. 退職金受取先電話番号		
97. 退職金受取先郵便番号		
98. 退職金受取先住所		
99. 退職金受取先電話番号		
100. 退職金受取先郵便番号		

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。伊佐市で初めて特別徴収となる場合は未記入で構いません。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

届け出理由を選んで○印をしてください。(3のその他のときは理由を記入してください。)

特別徴収開始月については何月分の給与から特徴が可能かを必ず記入してください。

事前に月割額を確認されたい場合は希望日を記入されますと、ご連絡いたします。

- ◎就職等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合  
納税義務者本人に、当該年度分の住民税普通徴収分を何期分まで納めたか確認をしてください。また、特別徴収を開始する以降の普通徴収分は納付されないようにご説明ください。
- ◎転勤等による就職等の場合は、就職される前の事業所で特別徴収されていたかをご確認ください。

記載例 5

特別徴収義務者の所在地、名称等変更の場合

変更届出書を提出される時点での、所在地、名称、電話番号等記入してください。

**特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書**

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

受付印  伊佐市長 殿  令和 2 年 9 月 3 日提出	給与支払者	所在地 〒000-0000 〇〇県△△市□□町1000番地	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇	法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	連絡先 担当者氏名 大口 二郎 電話番号 ( 〇〇〇〇 ) △△ - □□□□
	氏名または名称 〇〇〇〇会社	総務 課 庶務 係			

下記のとおり異動したので届け出ます。

変更年月日	令和 〇〇 年 10 月 1 日
事項	変更前 (旧) 変更後 (新)
フリガナ	
所在地・方書	〇〇県△△市□□町1000番地 → 〇〇県△△市□□町3333番地
フリガナ	
氏名または名称	〇〇〇〇会社 → 株式会社 □□□□□□
電話番号	
関係書類送付先 ※上記所在地と異なる場合に記入してください。	
変更理由 該当の□にチェックを入れてください。	<input checked="" type="checkbox"/> ① 名称変更 <input checked="" type="checkbox"/> ② 所在地変更 <input type="checkbox"/> ③ その他
備考	

※この届出書は、伊佐市ホームページからダウンロードできます。

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

変更となる年月日を記入してください。

変更となる事項のみ記入してください。また、変更となる番号を選んで○印をし、理由にチェックをしてください。

記載例 6

特別徴収の納期の特例を受ける場合

**市県民税 森林環境税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書**

◎特例の適用を希望される場合は、なるべく早く申請書を提出してください。

受付印  伊佐市長 殿  令和 〇〇 年 5 月 20 日提出	給与支払者	所在地 〒000-0000 〇〇県△△市□□町1000番地	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇	法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	連絡先 担当者氏名 大口 二郎 電話番号 ( 〇〇〇〇 ) △△ - □□□□
	氏名または名称 〇〇〇〇会社	総務 課 庶務 係			

地方税第321条の5の2の規定による市県民税、森林環境税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 〇〇 年 6 月分以降の市・県民税特別徴収税額					
① 申請の前日6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員、及び月別の給与の支払額(臨の欄には、臨時雇用者につき記入)	〇〇年 4 月	臨 入 臨	円	〇〇年 1 月	臨 入 臨	円
		7 人	2,345,000		4 人	1,230,000
	〇〇年 3 月	臨 入 臨	円	〇〇年 12 月	臨 入 臨	円
	1 人	120,000		4 人	1,230,000	
〇〇年 2 月	臨 入 臨	円	〇〇年 11 月	臨 入 臨	円	
	5 人	1,567,000		4 人	1,230,000	
市税の滞納、又は最近において著しい納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由	なし (※滞納がある場合は、理由を記入してください。)					
申請の前日1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無	なし (※取消されたことがある場合は、理由を記入してください。)					

※市町村記入欄  承認  却下	処理区分	承認についての意見又は却下の理由	納期の特例を承認した場合の納期と税額
			・ 月分から 月分は11月分で納入 税額: (納期限:12月10日) ・ 月分から 月分は5月分で納入 税額: (納期限:6月10日)

※この届出書は、伊佐市ホームページからダウンロードできます。(裏面を読んでから記入してください)

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

納期の特例の適用を受けようとする開始年月を記入してください。

申請の前日6ヶ月間の給与を支払を受ける者の人員等を記入してください。(上段の臨の欄には臨時雇用者につき記入)

②③の欄にはそれぞれ該当する場合は、理由を記入してください。

記載例 7

特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合

市県民税 森環境税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

②特例の適用を受けている事業所で、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は速やかに提出してください。

〒000-0000

特別徴収義務者 指定番号 0000000

法人番号 9876543210123

〇〇県△△市□□町1000番地

〇〇〇〇会社

伊佐市長 殿

令和〇〇年5月20日提出

給与支取義務者(特別徴収義務者) 所在地 氏名または称 連絡先 担当者氏名 大口 二郎 電話番号 (〇〇〇〇) △△-□□□□

地方税第321条の5の2の規定による市県民税、森環境税、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の承認を受けておりましたが、下記理由によりその要件を欠きますので届出ます。

納期の特例の要件を欠いた理由 ① 給与等の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため ② 納期の特例の必要なくなったため ③ その他 ( )

納期の特例の要件を欠いた年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

伊佐市に住所を有する者の氏名(納税義務者名)

注意事項  
この届出書を提出した場合、その提出する日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出する日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月10日までに納付していただく事になります。

※市町村記入欄	納期の特例の承認取消による納期の特例		納期の特例を認められた税額		納期の特例の承認取消後の納期		※備考欄
	月分	月分	月分	月分	月分	月分	
納期は	月	日	円	円	翌月10日	までに納入。	

※この届出書は、伊佐市ホームページからもダウンロードできます。

特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収義務者の個人番号(個人事業主の場合)又は、法人番号を記入してください。

納期の特例の要件を欠いた理由を選んで〇印をしてください。(3のその他のときは理由を記入してください。)

納期の特例の適用を欠いた年月日を記入してください。

この欄には伊佐市に住所を有する者の氏名を記入してください。

記載例 8

【納入書の書き方】

- ・印字された額のまま納入される場合は、なにも記入せずそのまま納入ください。
- ・書き損じ等で予備の納入書を使用する場合は、「年月分」欄及び「納期限」欄を記入してください。
- ・納入書が不足するときは、伊佐市役所税務課までご連絡ください。

【納入金額に変更があった場合】

- ・納入金額(2)の「給与分(一括徴収分を含む)」欄及び「合計額」欄に変更後の月割額を記入してください。
- ・給与分の一括徴収分を退職金から徴収する場合も、給与分の欄に記入してください。

納入金額(1)の欄の金額に二重線を引いてください。

The image shows three examples of tax payment forms. In each example, the original amount in the 'Salary' (給与分) and 'Total' (合計額) fields is crossed out with a double line. A new amount is then entered in these fields. Arrows point from the text above to these specific fields in the forms.

変更後の税額を「給与分」及び「合計額」の欄に記入してください。

納入金額欄に¥記号は記入しないでください。